

**弁護士会の法律相談センター**

**新宿総合法律相談センター** JR新宿駅東口徒歩 6 分  
新宿三丁目駅徒歩 1 分

■一般相談、特別相談  
債務整理相談  
TEL. **03-5312-5850**  
新宿区新宿 3-1-22 NSOビル 5階

**霞が関法律相談センター** 地下鉄霞ヶ関駅  
B1-b 出口直通

■一般相談  
TEL. **03-3581-1511**  
千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 3階

**多摩地区の法律相談センター**

**八王子法律相談センター** 八王子駅徒歩 7 分  
京王八王子駅徒歩 3 分

■一般相談  
債務整理相談  
TEL. **042-645-4540**  
八王子市明神町 4-1-11 多摩弁護士会館

**立川法律相談センター** 立川駅北口徒歩 5 分

■一般相談、特別相談  
債務整理相談  
TEL. **042-548-7790**  
立川市曙町 2-37-7 コアシティ立川 12階

**町田法律相談センター** JR 町田駅徒歩 4 分  
小田急町田駅徒歩 2 分

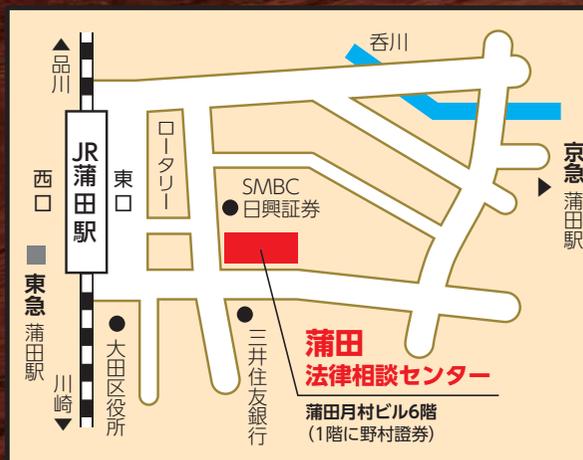
■一般相談  
債務整理相談  
TEL. **042-732-3904**  
町田市森野 1-13-3 竹内ビル 6階 602号室

..... 全法律相談センター共通 .....

インターネット予約 <https://www.horitsu-sodan.jp/reserve/>

弁護士会 法律相談 検索

●弁護士会の債務整理相談は無料です。



**アクセス** ●JR 京浜東北線 蒲田駅 東口より徒歩約 1 分



クレサラ相談

**弁護士会**

**蒲田法律相談センター**

〒144-0052 東京都大田区蒲田 5-15-8 蒲田月村ビル 6階  
TEL. **03-5714-0081**

ホームページ

<http://www.horitsu-sodan.jp/>  
<http://www.bengoshisoudan.com/>

**弁護士会**

**法律相談センター**  
**蒲田**



# 弁護士会 蒲田 法律相談センター

あなたにとって  
身近な弁護士会を  
めざしています

法律相談をされたい方、  
また、弁護士に相談したいが  
心当たりのない方のために  
弁護士会では  
法律相談センターを設けて  
問題解決のための  
お手伝いをします。

蒲田法律相談センターは、弁護士会が運営する法律相談センターです。都内に事務所のある弁護士のなかから、法律相談担当弁護士として登録している弁護士がさまざまな法律問題に対応します。お気軽にご相談にお越しください。

弁護士会 蒲田法律相談センターでは下記の方法でご相談することができます。

## 法律相談センターでの面接相談



電話予約 **03-5714-0081**

まず、お電話で相談日・時間をご予約ください。

インターネット予約 <https://www.horitsu-sodan.jp/reserve/>  
より予約してください。(24時間受付)

**面接相談** 法律相談センター内の相談室で弁護士と面接相談を行います。

**ご紹介** 面接相談の上、弁護士が必要な方にはご紹介をします。



**予約受付時間** (祝祭日は除く)  
▶ 平日：午前 9 時 30 分～午後 7 時 30 分  
▶ 土・日曜日：午後 1 時 30 分～4 時 30 分

**相談時間** (祝祭日は除く)  
▶ 平日：午前 10 時～午後 8 時  
▶ 土・日曜日：午後 2 時～5 時

●弁護士に事件を依頼する場合には、別途弁護士費用がかかります。 ●内容によってはご希望に添えない場合もあります。

## 電話無料相談



電話窓口 (15 分間) **0570-200050**

- 電話は東京都内からのみつながります。IP 電話・PHS 不可。
- 通話料はご負担ください。

具体的な詳しい相談は面接相談をご利用ください。

電話無料相談の後、必要に応じて面接相談を行っています。



**電話無料相談受付時間** (祝祭日は除く)  
▶ 月～金曜日：午前 10 時～午後 4 時

## 相談料

### ■一般相談

相続・遺言、離婚、不動産、借地・借家、医療、刑事事件など、あらゆる分野のご相談にお応えします。

### ■特別相談 (労働) (外国人)

30分 **5,000円** (税別)  
延長 15分ごとに 2,500円 (税別)

### ■無料相談

**債務整理** のご相談  
(破産、個人再生、任意整理、クレサラ・過払金等)

**生活保護** のご相談 (法テラス指定相談場所)  
(これから受給を希望の方、受給の停止にお困りの方)

## 蒲田法律相談センターは 法テラスの指定相談場所です

収入が一定額以下の方は、左記の一般相談、特別相談についても無料にてご利用頂ける場合があります。ご予約の際「法テラスの無料相談を申し込みたい」とご申告頂き、ご希望の時間帯が無料相談に対応しているかあらかじめご確認ください。

**資力基準** 月収(手取り、賞与含む)の目安です。  
独身者：200,200円以下 (182,000円以下)  
2人家族：276,100円以下 (251,000円以下)  
3人家族：299,200円以下 (272,000円以下)  
4人家族：328,900円以下 (299,000円以下)

東京などの大都市圏以外では、( )内の基準を適用します。  
※詳細はご予約の際に確認してください。